表を次のように改める。

会計	項目	摘要
一般会計	道路環境等対策費	
	低公害車普及促進対策費補助金	地域交通グリーン化事業を除く。
	地球温暖化防止等対策費	
	モーダルシフト等推進事業費補助金	
	公共交通等安全対策費	
	鉄道施設安全対策事業費等補助金	鉄道施設安全対策事業費補助金に限る。
	鉄道安全対策事業費	
	鉄道施設総合安全対策事業費補助	老朽化対策事業を除く。
	総合的物流体系整備推進費	
	広域物資拠点施設整備費補助金	
	地域公共交通維持・活性化推進費	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものを除く。
	沖縄北部連携促進特別振興事業費	
	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	北部地域交通連携推進事業に限る。
	観光振興費	
	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	
	観光圏整備事業費補助金	
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	
	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全総合対策事業に係るものに限る。
東日本大震災復興特別会計	住宅・地域公共交通等復興政策費	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第四百五十二号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

別表補助金等の名称欄中「鉄道技術開発費補助金」の次に「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

○東北地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月三日

東北地方整備局長　三瀧　弘之

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事（左岸：宮城県岩沼市寺島字北新田地内から同市早股字前川地内まで、右岸：宮城県岩沼市押分字八反田地内から同市下野郷字新藤曽根地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県岩沼市寺島字北新田、早股字前川、押分字八反田、字須加原、字新大同、字大同、字土手外東及び字下谷地並びに下野郷字赤江川、字藤曽根及び字新藤曽根地内

2　使用の部分　宮城県岩沼市寺島字北新田、早股字前川並びに下野郷字藤曽根及び字新藤曽根地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市下野郷字赤江川地内までの一級河川阿武隈川水系五間堀川（以下「五間堀川」という。）左岸の延長7,300mの区間及び宮城県岩沼市寺島字蒲崎地内から同市下野郷字新藤曽根地内までの五間堀川右岸の延長7,547mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川阿武隈川水系五間堀川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同法第9条第2項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

五間堀川は、一級河川阿武隈川（以下「阿武隈川」という。）の左支川であり、宮城県柴田郡柴田町成田の丘陵地を源とし、岩沼市街地を貫流した後、岩沼市矢野目地内で左支川志賀沢川を合流し、平時は岩沼市寺島で阿武隈川河口部に合流するが、洪水時等は、阿武隈川に合流せずに北上し、一級河川名取川の右支川である一級河川名取川水系南貞山運河（以下「南貞山運河」という。）に接続し広浦にて太平洋に流下する、幹川流路延長約20km、流域面積約91㎢の一級河川である。

五間堀川は、その流域に岩沼市等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生している。さらに、五間堀川の貞山運河区間などの河口部付近においては、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど壊滅的な被害を受けている。